主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人野村清美の上告趣意第一、二点は判例違反をいうが、第一点に関する引用 判例は本件に適切でなく、第二点引用の判例は原判決の判示と相反するものではな く、その余の論旨は上告適法の理由に当らない。同第三点は、当審で新らたに公訴 棄却事由を主張するに過ぎないものであつて、刑訴四〇五条の上告適法の理由に当 らない。そして、破産宣告を受けたからといつて、法人が存続しなくなるものでは ないから、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年五月二八日

最高裁判所第一小法廷

輔	悠	藤	斎	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
郎	Ξ	松	岩	裁判官
郎	俊	ΣT	λ	裁判官